

筑紫台高等学校 運動部・文化部活動に係る活動方針

学校法人筑紫台学園 部活動の在り方に関するガイドライン

1 部活動に係る基本理念

本校の部活動は、建学の精神「心身を鍛錬し創造心に富み人間性豊かな全人教育を目指す」のもと、校訓「忍耐・創造・友愛」を体現できる心身ともに健全な生徒の育成を目指し、本校の教育方針に基づいて活動するものとする。

○学校は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、並びに、「福岡県 運動部活動の在り方に関する指針」に則り、部活動における運営体制を整え、活動を計画的・効果的に行う。

2 運営体制の整備

部活動は、学校教育の一環として行われ、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力・態度を育て、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで豊かな人間関係を構築できるなど、生徒にとって有意義な教育活動であることを基本として実施する。

○部活動の活動について

- ・部活動顧問は、各部の適切な運営のために本校の活動方針に則り活動規則を作成する。
- ・部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・一部の顧問に負担が偏らないよう顧問間の協力体制を構築し、指導内容の充実や生徒の安全確保に努める。
- ・生徒の心身の安定を図るために適切な休養日等を設定する。
- ・管理職は、活動が長時間になっている部活動の顧問と面談し是正を行う。

○部活動の指導について

- ・運動部活動の顧問は、指導に当たって科学的な根拠に基づく指導を心掛け、部活動の運営が適切に行えるよう常に知識や方法の習得に務める。
- ・文化部活動の顧問においては、各部の特色を把握し、生徒の多様なニーズに応えられるよう研修会等への積極的な参加にも努める。
- ・生徒の発達段階に応じた指導や安全の確保を行う。また、事故が発生したときは適切に対応すること。さらに、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないことに留意する。



本校の活動方針

1 活動目標

- ・学園の部活動に係る基本理念を基に部活動における運営体制を整え、活動を計画的に行い生徒の健全な心身の育成を図る。

2 運動部・文化部活動の在り方

- ・短時間効率主義で内容の充実を図り、学習との両立につとめる。部員の総意により自主的、積極的に研究テーマの設定、練習計画、活動計画を立案する。

3 活動時間及び休養日

(1) 活動時間

平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。週当たりの活動時間が16時間を超えないことを目安とする。

* 大会等において上記練習時間の設定とは別に計画する。その際は、振替を含めた休養日を設ける。

(2) 完全下校時間

平日は19時まで、土日・祝日及び長期休業期間は17時までとする。

(3) 共通の休養日

ア 学期中は、週当たり1日以上休養日を設ける。

イ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行う事ができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 定期考査期間は、定期考査割発表後及び定期考査期間中の部活動の練習は原則禁止とする。

エ 学校閉庁日は、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日

* 上記期間中でも公式戦や部の行事（OB会や初稽古会等）により活動日となることもある。その際は、顧問から保護者の了承をとる。

4 各部活動の活動計画

運動部・文化部活動ごとに作成した年間・月間の計画をホームページに掲載する。

* 計画に変更があるときは顧問から保護者に連絡する。

5 保護者との連携

保護者の理解と協力は、部活動運営上欠くことができない。顧問として、活動方針・練習計画・活動時間・休養日を明確にし、保護者の十分な理解を得る。

6 事故防止、安全確保、いじめ防止に注意した指導

顧問は、事故防止に十分な注意を払うとともに、健康面について配慮した指導を行う。

顧問は、年間を通してバランスのとれた活動に取り組むとともに生徒の体調に応じて活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止するなど、万全の対策を行う。

顧問は、いじめを防止し生徒間の望ましい良好な人間関係を構築する。

7 体罰の禁止

顧問は、いかなる理由があっても体罰を行ってはならない。